

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第113号

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「取締役」の右に「執行役」を加え、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者）の氏名の欄は、申請者が法人である場合にのみ記入してください。

第2号様式及び第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第2条 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中

「

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者）の氏名	
------------------------------------	--

を

「

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者）の氏名		
法定代理人	氏名（法人にあっては、名称及び代表者その他の役員の氏名）	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	

に

」

改め、同様式注に次のように加える。

3 法定代理人の欄は、申請者が未成年者である場合にのみ記入してください。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(環境政策局環境企画部環境指導課)